

証 人 調 書

(この調書は、第2回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事 件 の 表 示	令和元年(ワ)第10940号
期 日	令和5年8月31日 午前10時30分
氏 名	内 田
宣誓その他の状況	裁判長は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳 述 の 要 領

別紙速記録のとおり

以 上



**速 記 録** (令和5年8月31日 第2回口頭弁論)

事件番号 令和元年(ワ)第10940号

証 人 内田 XXXXXXXXXX

被告代理人

乙第49号証を示す

この陳述書は、代理人が話を聞き取って文書にまとめ、それを内田さんが読んで確認し、署名押印されたものということによろしいでしょうか。

はい。

内田さんの経歴は、この陳述書に記載されているとおりでですね。

はい。

本件プログラムの制作発注について森次さんとやり取りをした主担当者だったのかどうかについてお尋ねします。森次さんへ本件プログラム1、マンロックの制作発注をした主担当者でしたか。

いいえ。

本件プログラム1の制作過程に何か関与していますか。

いいえ、関与していません。

本件プログラム2、高圧室作業の主担当者でしたか。

いいえ。

制作過程に何か関与されていますか。

いいえ、関与していません。

本件プログラム3、騒音振動の主担当者でしたか。

はい。

本件プログラム3はどのようなプログラムですか。

計測リサーチが受注した業務において、トンネルや一般的な工事などの騒音振動を計測するプログラムになります。

本件プログラム3に関することは後でお聞きします。次に本件プログラム4、

風観測の主担当者でしたか。

はい。

本件プログラム4はどのようなプログラムですか。

当社計測リサーチが受注した、橋などの高所における気象現象における風を計測するプログラムになります。

本件プログラム4も後でお聞きします。次に本件プログラム5、アナログ・デジタル変換の主担当者でしたか。

いいえ。

制作過程に何か関与していましたか。

関与していましたが、まだ入社間もない頃で、退職して今委託で働いている職員の方が主に森次さんとやり取りをしていました。

本件プログラム5はどのようなプログラムですか。

センサーからのアナログデータをパソコンで処理できるデジタルデータに変換し収録するプログラムになります。

本件プログラム5も後でお聞きします。本件プログラム6、智頭用瀬トンネルの主担当者でしたか。

いいえ。

制作過程に何か関与していましたか。

関与はしていましたが、主なやり取りは、現在退職した職員の方が森次さんと行っておりました。

本件プログラム6はどのようなプログラムですか。

鳥取にある智頭用瀬トンネルにおける二期線工事で発生する振動が、既設の智頭用瀬トンネルに与える影響を計測するプログラムになります。

今、二期線という言葉が使われたんですが、二期線の意味をちょっと具体的に教えていただけますか。

既設の智頭用瀬トンネルの隣に新たな道路を作る工事になります。  
既設のトンネルと新たに作るトンネルの2つあるから二期線ということでしょう  
か。

はい、そうなります。

この本件プログラム6については刑事告訴されましたが、その概要を教えてください  
いただけますか。

智頭用瀬トンネルは南北に出入口があるトンネルになります。二期線  
工事を行う際に、南北に出入口があることから北と南の工区に分かれて  
工事が行われていました。北工区で使用していたプログラムを南工  
区で使用していた際に、森次さんから著作権侵害であると、強制捜査  
をされて、私も取調べを受けました。

取調べを受けられたということですが、本件プログラム6の刑事告訴は結局  
どういう結果になったのでしょうか。

嫌疑不十分となり不起訴となりました。

本件プログラムの全般についてお聞きします。主担当として森次さんへプロ  
グラム3と4の制作を発注されているのですが、計測リサーチではプログラ  
ムを内製できたのでしょうか、できなかったのでしょうか。

内製できました。

内製できたならば、なぜプログラムの制作を森次さんへ発注されたのでし  
ょうか。

森次さんへ外注することにより、当社の社員が他の作業に当たれたり、  
他の業務に従事することができ、作業の効率化を図ることができまし  
た。また、同時に進行することができるので期間の短縮を行うことが  
でき、工期に間に合わせることもできました。内製費用と外注費が同  
等の場合、他の職員が他の案件に当たることができ、他の案件への営  
業、契約等に当たることができるので、会社の利益につなげることが

できます。

内製するか外注するかの大きな判断基準はどういうことになるのでしょうか。

判断基準は外注費用と納期になります。

計測リサーチがプログラムを外注する先は森次さんだけですか、そのほかにもいますか。

私は森次さんだけに発注していましたが、計測リサーチとしてはほかにもありました。

森次さんへ発注するプログラムについて共通点はありますか。

センサーで取得したデータをパソコンで処理できるデジタルデータに変換し、その値を管理基準に従って処理し保存、出力することが共通になります。

今、管理基準と言われたのですが、それは何でしょうか。

騒音振動計測においてはJ I Sなどで規定された計算方法が基準になります。風観測においては気象庁が提示した手順処理方法となります。一般的な土木工事においては発注者が管理基準を設けることがあります。

計算処理はJ I Sや気象庁の管理基準、そういった他の外部の団体が作る基準というものを管理基準と言うのでしょうか。

はい、そうなります。

管理基準に従っていないプログラムというのはあるのでしょうか。

ありませんでした。

顧客によって発注内容は違うと思うのですが、発注内容の違いによって計測リサーチが業務で使用するプログラムの何が変わってきますか。

取得するセンサー、機器などの数、種類、管理基準などが異なります。顧客からの発注内容を踏まえ、さっき言われた機器の数や機器の種類、管理基準、これらを決めていくのは森次さんでしょうか、それとも計測リサーチ

でしょうか。

計測リサーチになります。

計測リサーチが指定するセンサーの種類、センサーの数、そして管理基準に基づいてプログラムが制作されるということでしょうか。

はい、そうです。

現場に設置するセンサーやパソコンがあると思うのですが、このような機器を調達するのは計測リサーチでしょうか、森次さんでしょうか。

計測リサーチになります。

計測リサーチが現場に設置されるパソコンを調達するというのですが、その計測リサーチが調達したパソコンで森次さんほどのようにプログラムを制作するのでしょうか。

機器の段取りが間に合えば、現場で設置する機器やパソコンなどを森次さんに渡してプログラムを開発していただきます。機器の段取りが間に合わない場合は、森次さんのパソコンで開発してもらい、弊社で準備した機器やパソコンにそのプログラムを入れて現場に設置します。プログラムの制作段階で、現場に設置する機器を森次さんへ貸与するには、何か理由があるのですか。

使用する機器やパソコンで制作、また動作確認をする必要があるので、貸与していました。

そうやってプログラムが制作された後のことについてお聞きします。現場ではプログラムをどのように運用されるのでしょうか。

当社の社員が現地に設置し、制作したプログラムを稼働させます。で、稼働後は、業務が終了するまで24時間連続で動作を続けます。

現場で、計測リサーチ以外の、例えばお客様の従業員がプログラムを操作するということは想定されているのでしょうか。

想定していません。

現場の作業が終わった後、そのセンサーやパソコンなどの機器はどうするのでしょうか。

センサーやパソコンなどは当社の所有物なので、当社社員が現地に行き回収いたします。回収後、社内で保管、又は次の現場に使用します。回収されたパソコンには、その現場で使用、収集したデータや本件プログラム3とか4が入っていると思うのですが、まずその理解でよろしいですか。

はい。

では、例えば顧客Aの現場で計測したデジタルデータを収集したパソコンを、そのAの現場終了後、持ち帰って、ほかのBの現場で利用する場合、パソコンの中にあるデータやプログラムはどう処理されていたのでしょうか。

パソコンに保存されたデータについては、バックアップ後、消去してしました。

プログラムについてはどうですか。

プログラムについては、担当する職員によって対応が様々ですが、消したり消されてなかったりしていました。

ちなみに、内田さんは消していましたか。

私は削除していました。

削除していない人は、なぜ削除しないのでしょうか。

提供されるプログラムは、インストーラーなどになってなく実行形式のものでした。そのため、プログラムを削除するには、そのファイルが置いてある場所を把握し、そのプログラムを全て削除する必要があったので、人によっては煩雑な作業となり面倒、若しくは難しかったのかもしれない。

プログラムを削除しないということは、そのパソコンには過去のプログラムが蓄積されていくのでしょうか。

はい。

その過去のプログラムが蓄積されたパソコンを、ほかの現場に設置することは何か問題はないのでしょうか。

他の現場に設置する場合でも、当社社員が現地に設置し操作を行うため、もし他の現場のプログラムを間違えて使用した場合、使用されている機器の種類、数、管理基準が違うため、正しい計測結果が得られないので、すぐに間違ったプログラムを使用していることに気付くことになるので問題ありません。

機材の種類、数、管理基準が違ったら、プログラムが正常に作動しないというふうに言われましたが、ここをちょっと深掘りしてお聞きします。仮に機材の種類と管理基準は同じだけれども機材の数が違う場合、何か問題は、エラーが出るのでしょうか。

機材の数だけが違う場合だと、現場の状況としてはかなり珍しいケースになりますが、プログラムが対応できる機器の数の範囲であれば稼働するかと思います。

では、機材の数と管理基準は同じだけれども機材の種類が違う場合、センサーの機種が違う場合ですね、何かプログラムを使った場合にエラーが出るのでしょうか。

センサーの種類、機器の種類が違う場合は、出力される電圧値やレンジが異なるため、計測される値がおかしくなり、プログラムに不具合が生じます。

では、機材の種類と機材の数は同じだけれども管理基準が違う場合、プログラムを使うことは可能なのでしょうか。

難しいと思います。管理基準が異なる場合、顧客の求める要望どおりの結果が出されないなので、そのプログラムでは対応は難しいかと思います。

となると、機材の種類、管理基準は一致しているけれども機材の数が違う場

合には、ほかの現場でも使えるということでしょうか。

状況としては少ないですが、可能かと思います。

内田さんの経験で、ほかの現場で使っていたものを、違う現場で機材の数だけが違うから使ったというような経験はありますか。

私の記憶では、用瀬トンネルと倉敷の現場かなと思います。

倉敷の現場というのは倉敷警察署の現場のことでしょうか。

はい。

今までそのように森次さんから騒音振動、風観測についてプログラムを作ってもらったわけですが、このソースコードは開示されていたのでしょうか。

ソースコードは開示されていました。

ソースコードが開示されていたことについて、内田さんはどう思っていましたか。

ソースコードが開示されていたので、弊社である程度自由に使えるものだと思っておりました。

ただ、騒音振動プログラムや風観測プログラムの見積書には現場名が記載されています。これはなぜですか。

弊社では工事業務ごとに原価管理をする必要があります。なので、外注費も原価管理する必要があるため、どの業務か区別ができるように見積りに名前を入れていただきました。

本件プログラム5のアナログ・デジタル変換について、複数の現場で使っていましたか。

はい、使っていました。

複数の現場で使うことについて何か疑問点はありませんでしたか。

このプログラムはセンサーからの電圧値のアナログデータをデジタルに変換するという普遍的なものであり、当初より汎用的に使用することを想定していました。

原告復代理人

原告との一般的な取引について伺います。内田さんは2000年頃、御社に入社したとのことなんですが、森次さんに最初に依頼をされたのはいつ頃になりますか。

…………入社して三、四年後かなと思います。すみません、ちょっと記憶が定かではないです。

森次さんに一般的にプログラムの作成を依頼するときに、初めにまずどのようなことをされるのでしょうか。

初めにメールや電話で連絡し、内容をお伝えして、可能かどうかを確認していました。

対面で打合せをしたりとかはありましたか。

場合によっては来社していただき、対面で打合せをしたりしてました。森次さんから見積書を送付されたことはありますか。

はい、あります。

森次さんが作成したプログラムは、どのように納品されておりましたか。

先ほど申したとおり、貸与していたパソコンにプログラムが入っていた場合もあり、場合によってはメール等でプログラムを送っていただいたこともありました。

森次さんが被告に入社されていたことがあると思うんですけども、入社される前と退職した後の取引の流れは基本的には同様でしたか。

基本的には変わってないかと思います。

それでは本件プログラム3に関連することについて伺います。御社は、森次さんに平成15年頃、高山トンネルの騒音振動プログラムを発注されていますよね。

はい。

甲第54号証の2を示す

こちらが志津見ダムの発破振動プログラムに関して、あなたが平成15年に原告に送ったメールですか。

はい。

あなたは、志津見ダムの発破振動プログラムについても担当していたということですか。

主担当者ではないですが関わっていました。

あなたは、平成17年頃、本件プログラム3についても先ほどおっしゃっていたように担当されていましたよね。

はい。

#### 乙第49号証を示す

あなたが作成された陳述書になりますが、4ページの3行目に、「当社の業務利用のためのみに制作されたプログラムなので、当社の業務内で利用する範囲で使用することが問題になるとは思っていませんでした。」と御記載いただいておりますが、志津見ダムのプログラムを本件プログラム3の焼山トンネルの案件でも使用しようとは考えませんでしたか。

……………ちょっとすみません、焼山がどんな内容だったか今思い出せないで、ちょっと分かりません。

内田さんが主担当だった本件プログラム3のことです。

……………いや、利用しようとは思いませんでした。

今、利用しようとは思わなかったというふうにお答えいただいたんですけど、それはどうしてでしょうか。

志津見ダムと焼山トンネルは仕様が異なっただと思うんですが、すみません、ちょっと記憶が定かでないので回答ができません。

御社は、本件プログラム3以外にも、振動に関するプログラム、発破振動プログラムだとかを原告に依頼されていますか。

はい。

本件プログラムも振動に関する部分があるプログラムだと思うんですけど、おおよそ被告の業務で原告作成のプログラムを利用できるのであれば、原告にプログラムの作成を依頼されないのではないですか。

いいえ、そんな。

御社は、基本的に、原告に作成を依頼したプログラムだとか、原告が作ったプログラムを利用しないと、顧客の方に発破振動プログラムや騒音振動プログラムを利用した商品を提供できなかったんじゃないですか。

いいえ、それはないです。

自社で作れるけど原告にも依頼していたということなんでしょうか、コストを掛けて。

はい。

サイレントロボについても、原告のプログラムを利用しないと納品できなかったんじゃないですか。

いや、サイレントロボは全くの別物なので関係ないと思います。

令和4年2月4日付け被告準備書面15を示す

2ページ目の第3の4行目を示します。サイレントロボの記載についてなんですが、「これまで外部からクレームや指摘が無かったようであり、」というような記載がありますよね。

はい。

御社が作成したソースコードがクレームや指摘がないものなのであれば、先ほどお伝えした発破振動だとか騒音プログラムだとかについて原告に依頼をされずに、基本的には自社で作成するんじゃないでしょうか。

すみません、ちょっと質問の意味が分からないんですけども。

御社で作られるプログラム、先ほどサイレントロボについてお伝えしたんですけど、特に問題がないのであれば、原告に依頼する意味はないんじゃないかということです。自社で作られればいいので。

サイレントロボは自社で作っております。

そのほかのものについても、原告に依頼されずに自社で作れるじゃないでしょうか。問題がないのであれば。

先ほど陳述したとおり、納期と費用で判断して発注を考えていました。

乙第43号証を示す

システム図です。こちら被告側から提出いただいた、「【倉敷警察署新築工事 山留め計測管理および環境計測システム図】」という記載があるんですけども、「【騒音・振動監視用PC】」というのが右側のほうに書いてありますよね。

はい。

甲第46号証を示す

サイレントロボの導入実績表になります。4ページ目に77番という箇所があると思うんですけども、「岡山県倉敷市」に、2012年、平成24年にサイレントロボを導入していることが分かりますね。

はい。

先ほどお見せした乙43号証のシステム図については、平成24年頃に作成されたとのことですが、倉敷警察署の業務で騒音振動を計測するに当たって、サイレントロボが用いられたんじゃないでしょうか。

すみません、担当者でなかったのでもっと分かりません。

甲第43号証を示す

こちらが本件PCのフォルダの画像のスクリーンショットです。ここに「倉敷警察署」というフォルダがあると思うんですけども、「SoundVibrationMonitor」のタイムスタンプが、2012年、平成24年の5月25日となっていますが、倉敷警察署の業務でこれが使われたということでしょうか。

……………担当じゃなかったのでもっと詳しいことが分かりません。

本件プログラム6について伺います。御社は、本件プログラム6の前の平成

27年5月頃に、島根原発発破振動プログラムを原告に依頼しておられますよね。

はい。

原告のプログラムを御社の業務で利用できるという御認識であれば、用瀬トンネル北工事、本件プログラム6のときも、この島根原発のときのプログラムを利用しようとは思わなかったんですか。

いえ、目的も違うので、利用しようとは思いませんでした。

目的、どのように違ったんでしょうか。

管理基準も違いますし、センサーの種類というか、取得するデータも違います。

そのほかの点について伺います。先ほど、御社で別のプログラマーの方に依頼をされることもあるというふうにおっしゃっていたと思うんですけども、そのときに大体費用が幾らぐらいになるかとか、そういうことは御存じですか。

大まかには分かる場合もあります。

幾らぐらいという御記憶ですか。

ケースによって異なるので、一概にちょっとお答えすることはできないです。

本件プログラム3だとか、内田さんが関与されたもので、似たようなものを別の会社に頼んだことはありますか。

同様なのは頼んだことはないです。

被告代理人

先ほどの原告側の質問に関して何点か確認させてください。まず、志津見ダムの発破計測と焼山トンネルの計測の話が出ましたが、この2つは同じ管理基準、同じ機材の種類だったんでしょうか。

使用した機材は似てたとは思いますが、全ての仕様、数、数量とかは

違ったように思います。また管理基準に関しても異なります。

次に、サイレントロボと騒音振動プログラム、本件プログラム3は、全く違うというふうにおっしゃいましたが、具体的に何が違うのか教えていただけますか。

サイレントロボは、その場で計測し表示するということを目的としています。騒音振動計測に関しては、パソコンを使ってデータを記録して顧客に提示することを主な目的としているので、そこら辺りが違います。

サイレントロボと騒音振動、ダムが発破であったりトンネルの掘削で使う騒音振動プログラム、管理基準の目線で言うと何が違いますか。

サイレントロボは騒音と振動なので管理基準がJISに規定されたものになります。一般的なトンネル工事などにおいてはJISの規定がないので、発注者が指示した管理基準になります。

乙第43号証を示す

これは、倉敷警察新築工事のシステム図です。ここの右側に、「【騒音・振動監視用PC】」とあります。この騒音振動監視用PCとサイレントロボは同じものですか。

すみません、この業務の担当者じゃなかったもので、詳しいことが分からないので、ちょっと回答ができません。

原告復代理人

乙第3号証を示す

サイレントロボに関する仕様書なんですが、2ページ目を示します。サイレントロボは工事騒音振動を計測することを目的としているというふうには書いてあります。

はい。

乙第43号証を示す

こちらに「倉敷警察署新築工事」というふうにあるんですけども、正にこの倉敷警察署の業務というのは、工事の騒音振動を計測するためのものだったんじゃないでしょうか。

…………システム図から見るとそうかもしれないんですが、担当者じゃなかったので詳しいことが分かりません。

#### 原告代理人

先ほどの御質問の中で、プログラムについてソースコードが開示されていたので、ある程度、自由に修正できると思っていたというようなお話があったと思います。一方で、振動プログラム、振動を測定するようなプログラムについて、管理基準とかが異なる場合には森次さんに頼まれていたと、そういうようなお話もあったと思うんです。内田さんの認識としてお伺いしたいんですけども、森次さんに頼む基準というのは、管理基準が異なって修正が要るものについては全て発注されるというような御認識だったんですか。

トータル的に考えて、センサーの種類、数、管理基準も発注の基準の要因にはなりますが、あとはプログラムのデザイン、その他も含めて総合的に判断して外注するかどうかを考えていました。

プログラムが納品される場合に、いろんな形での納品方法があるというお話もあったと思うんですけども、1つのパソコンに、そのプログラムを入れれば自由に使うことができると思われていたとか、そういう認識はおありなんでしょうか。

…………1つのパソコンというのは。

パソコンの中にプログラムを入れたら、そのプログラムはそのパソコンごとに自由に使えるというような、そういうような御認識はありましたか。特にそういう御認識ではなく、現場ごとに何かプログラムの受発注をするというような御認識だったのか、その辺はいかがなんでしょうか。

特にパソコンにとか、その現場にとかっていうふうなことで認識はし

てなかったです。

全て基本的に修正して使うことができるという御認識ということですかね。

はい。

裁 判 官 (島田)

基本的なことなんですけれども、本件プログラム3に関してはコピーとか修正をされたというお話になりますかね。

そうですね。

具体的にどのように、コピーないし修正というのはされるんですか。

……………直接私が担当して作業したわけではないので、その辺りの詳しいことはちょっと分かりません。

まずパソコンに入ってプログラムが納品されるんですかね。

その場合もありますし、後からメール等で頂くこともありました。

それを適時、被告の社内のパソコンないし担当者のパソコン等にインストールしてから返答をされることがあるというのが、一般的というか、そういうイメージで理解していたらよろしいんですか。

はい。

裁 判 長

3点ほどお伺いします。1点目ですが、先ほど来、業務を外注するか内製するかということを聞かれていたと思いますけれども、被告における業務の内容として、その作業をされるのは、多分ゼネコンさんが発注者だと思うんですけれども、から、被告が仕事を受けた後に決めるということなのか、それとも、その入札に参加するに当たって予算希望、見積りの段階でそれを仕分けているのか、それはいかがですか。

ケースバイケースで、事前に話がある場合は事前に相談することもありましたし、ゼネコンさんが受注後に話が来て相談することもありました。

それは場合によりけりというか、決まっていなかったということですか。

決まっていなかったです。ゼネコンさんからの依頼のタイミングにより  
ます。

そうすると、仕事を受けた後だと、その金額の上限、予算の上限が決まると  
思うんですけども、必ずしもそうでもないんですか。

もうその辺りは担当者との交渉になります。

2点目ですが、先ほど来、プログラムを使い回せるかどうかというようなこ  
とを聞かれていたと思うんですが、被告計測リサーチさんのほうで、これま  
で納品されたプログラムが大体どういう現場で使えるのかといったようなこ  
とは管理していたのか、余りそれは管理していなくて、もう取りあえず現場  
ごとに予算を考えてやっていたということなのか、それはどちらなんでしょ  
うか。

どちらかという現場ごとに対応して、その現場で調整していた感じ  
です。

そうすると、使い回せるという判断になるのは、どちらかというとその担当  
者の勘みたいなことになるんでしょうか。

そうです。基本的には現場ごとでかなり条件が違うので、使い回すと  
いう考えは余りなく、余りない感じだったと思います。

最後、関連するんですけども、証人は、プログラムは目的を達したら消去  
していたというお話だったんですが、それは間違いはないですか。

はい。

まず前提として、消去するというのは、特にバックアップも何も取らないで、  
本当に廃棄してしまうという趣旨ですか。再現不能になるという趣旨ですか。

現場で使用していたパソコンからプログラムの削除を行っていました。  
再現不能かどうかと言われると、頂いた修正のメールとかにもあつた  
りするので、そこら辺を遡れば復活、データはあった場合もあります。

頑張ればできるという。基本的には捨てていたということですか。

捨ててました。

それはどういう理由でというのは、今、こういう考えですというのはありますか。

いや、特に深い考えはなく、現場が終わったので削除していました。

大阪地方裁判所

裁判所速記官